

帝國議會に提出することは大藏省當局に委任せられた。大藏省當局に於ては之を從量税率に換算するに當りては陸奥協定税率に於ける商業的分類を廢し學術的分類法を採用した。例へば布帛類に付ては、其の種類、加工の程度、重量、及一定の面積内に於ける經緯の絲數等により税率細分を行ふこととなつた。其の結果税率の負擔が從來よりも公平となりたる爲め英國より輸入の精良なる綿布、毛織物等の國定税率は陸奥協定税率に比し小村外相が當初豫想せるよりも甚しき引上げとなつた。(昭和三年大藏省編纂關稅定率法沿革参照)

石井外務次官を委員長とする條約改正準備委員會に於ける協定税率に關する特別委員會は國定税率に關する特別委員會と併行して之が審議を進め、(甲)關稅協定を絕對不可とする物品、(乙)關稅協定を不可とする物品、(丙)關稅協定を行ひ差支へなき物品の三ツに類別し、(甲)の中には酒類、煙草、米及穀、砂糖、石油等の如き財政及產業上絶對に協定を不可とするものを包含せしめ、(乙)の中には毛織物、鐵類、印刷料紙、硝子、護謨製品、セルロイド製品、機械、船舶等の如き本邦産業保護上稅權の束縛を不可とするものを選擇した。併し其の内容は交渉の必要上之れを祕密とした。

第三節 小村條約改正の準備

第一款 改正關稅定率法の制定

明治四十三年二月閣議決定の條約改正方針に基き關稅定率法改正案は直ちに明治四十二年十二月二十二日開會の第三十二帝國議會に提出せられた。帝國議會に於ては穀物、葡萄酒、天然藍、人造藍、染料、亞麻織絲、「ホース」、鐵線、絶縁電線、タイヤー、自動車部分品、船舶(船齡十岁以上のもの)、セルロイド、歎等に對し幾分稅率を引上げ、

之に反し棉子、「コンデンス・ミルク」、印刷料紙、牛皮、沈香、白檀、野蠻絲、ワイヤー・ロッド、蒼鉛、製糖機械、製紙機械等の稅率を引下げたる後三月二十日兩院を通過し、四月十五日法律第五十四號を以て公布、之が實施期は勅令を以て定むることとした。(明治四十三年三月條約改正係編帝國議會に於て關稅定率法改正案を修正せる事項參照)同法律は明治三十九年制定の關稅定率法に對し根本的修正を加へたるものにして其の儘明治四十四年七月十七日より實施せられたるが、爾後幾多の修正を経たるも其の根本に於ては依然として今日迄存續して居る。

元來本邦關稅率は慶應二年諸外國との間に協定せる江戸改稅約書に由つて定められ、輸出入共從價五分を標準とする從量稅であつた。明治三十二年の陸奥改正條約に於ては始めて國定關稅制定せられたるも英、獨、佛三國よりの重要品に對しては從價一割見當の協定稅率が設けられ、右協定稅率を最惠國待遇を有する條約國全部に適用した。右陸奥改正條約による協定稅率は井上外相の明治二十年條約改正會議に於て關稅に關する特別委員會より報告せられたるものを基礎とせるものである。明治三十二年一月一日以後協定に包含せられざる物品は國定稅率に服することとなつた。右國定稅率は大體に於て前記井上外相時代條約改正委員會に於て決定せるものを基礎とし、收稅の關係より之れに幾分引上げたるものなるが、爾後明治三十八年七月一日の非常特別稅法改正、明治三十九年十月一日の關稅定率法改正により累次引上げられた。其の結果協定稅品と國定稅品との間に稅率上甚しき不權衡を生じて居た。小村條約改めざる程度に限定せんことを努めた。之が爲め條約改正準備委員會に於ては豫め絶對に協定を不可とするもの、及止むを得ざる場合の外協定を不可とする品目を議決し置きたることは既述の通りである。換言すれば小村關稅改正に於ては安政開國以來半世紀以上の長き間甘受したる稅權の束縛より解放し本邦産業、財政上適當なる國定稅率を定むる

に在りたるものと同時に條約改正交渉上の便宜を考へ出來得る丈け之を低率に定むることとしたものである。

次に明治四十三年制定の關稅定率法の内容を説明せん。(外務省條約改正係明治四十三年四月印刷改正關稅定率法 説明書参照)

第一 關稅率の標準

(甲) 工業原料品

- (1) 内地に生産なきか又は生産不充分なるもの。
- (2) 棉花、羊毛、鑛石、石炭等の如き内地に於ける不生産或は生産不充分なる物品に對しては無稅とした。
- (3) 内地に生産あるもの。

原料品にても内地に生産あるもの、即ち繭、皮類、タンニン材料の如き物品は從價五分とした。木材は一般に

從價一割とし、(賞玩用のものは從價一割五分乃至二割)、燐寸軸木製造用材は無稅とした。

(乙) 農産物

農產物中米及穀は明治三十二年陸奥改正條約實施の際は無稅であつた。明治三十八年非常特別稅法改正により始めて從價一割五分を基準として毎百斤六十四錢一厘を課することとした。大麥、小麥その他の穀類及豆類等は陸奥條約實施の際從價五分基準なりしを明治三十八年の改正以後從價一割五分基準の從量稅率を課すこととした。小村關稅改正政府原案に於ては前記小村外相就任の際閣議に於て決定せる帝國外交方針第二に於て對外經營に關しては商工業の發達を計ることありし見地より農產物關稅は之を据置くこととした。然るに衆議院に於ては農業保護論甚だ有力にして原案を修正し米及穀に對しては毎百斤一円(從價二割三分)に引上げ、大麥、小麥、大豆等に對しては從價二割基準に從量稅を引上げることとした。同時に衆議院に於ては農產物に對する引上げが

高率に過ぐと非難ありたるを緩和せんが爲め關稅定率法第六條として新規定を設け、政府は凶作の場合に於ては勅令を以て米及穀の關稅を六十四錢迄引下げることとした。貴族院に於ては衆議院の米、穀等に對する修正を不可とし政府原案に復せしめたが、兩院協議會に於ては前記關稅定率法第六條所定凶作の場合に於て引下げべき米及穀の關稅を每百斤四十錢と爲すこと改めたる上關稅に付ては一切衆議院の修正を認むることとした。

(乙) 半製品

(1) 工程の簡単なるもの。

例へば金屬の塊及錠、屑及故、「コーケス」、「バルブ」等は從價五分。

(2) 工程の進めるもの。

諸織絲は從價一割、鐵の「シート・バー」は七分五厘、條竿は一割五分、鐵以外の條竿及諸金屬の板線類は二割とした。

(丙) 全製品

(1) 布帛類

綿織物從價二割、毛織物二割五分、絹織物四割、謹謨製品及革製品二割、セルロイド製品二割五分と定めた。

右の中綿織物及毛織物に付ては明治三十九年關稅法による國定稅率の基準は從價三割なりしものを、綿布に付ては一割方、毛織物に對しては五分方の輕減を爲したのである。

(2) 布帛製品

綿手巾、窓掛等直接消費品に對しては一般嗜好品同様收稅上の目的を以て從價四割を據置くこととした。

(3) 機械類

機械類に對しては本邦産業保護の關係あるが爲め出來得る丈け之を低率に爲すことを欲したるも、其の材料たる鐵材に對し協定稅率一割のものを一割五分に引上げたる關係上從價二割基準の從量稅を課することとした。尤も特に本邦輸出產業上必要な紡績機械、織布機械、金屬木工機械及原動力機等の如きもの並に製糖用機械、製紙用機械等は從價一割五分基準に据置くこととなつた。

(二) 生産に必要なる全製品

全製品にても肥料の如き農作物に必要なものは無稅とし、染料は輸出產業に必要な物品なるに付當時本邦に生産なかりし「アニリン」、染料は從價一割に据置き内地產天然藍と競争ある人造藍は從價一割八分に引上げた。藥劑は内地生産の有無により從價一割又は二割とした。

(3) 嗜好食料品

小麥粉に對して每百斤一^四八〇(從價三割四分)、「オートミル」、「コーン・スター」等は從價三割、蔬菜、果實の罐詰は砂糖入りもの從價八割、然らざるもの從價四割、茶及咖啡は從價四割五分、「ペター」は從價四割、砂糖は粗糖從價五割、精糖從價六割の高率を定むることとした。砂糖に對しては收入の目的の外臺灣に於ける製糖業の保護の關係より高稅を課するものであつた。煙草に對し專賣の關係上個人の輸入を許さるを以て原則とするも特に許可を得て輸入を許す場合には從價三十五割五分を課することとした。酒類に對しては造石稅との關係上含有酒精分により稅率を定むることとした。但し葡萄酒及「シャンパン」に對しては佛國との關係を考量し特に低率に定むることとしたが、尙陸奧協定稅率に對し甚しく引上げられ、例へば樽入葡萄酒は毎百「リットル」一^四二四二(從價一割)より一五^一〇〇に引上げられた。

(4) 奢侈品

香油、香水等の奢侈品に對しても嗜好品と等しく收稅の目的を以て從價五割又は六割の高率を課し、金銀製品に對しても從價五割を課すこととした。但し密輸入を防止する目的を以て貴石の關稅は從價五割より從價五分に減じ、金又は白金側懷中時計は從價五割稅を改め之れを基準として每個ごとに從量關稅を定めたるに付精巧のものに對しては却て低率となつた。

第二 從量稅の範圍擴張

從量稅と從價稅と何れが可なりやに付ては學理上種々の議論あるも實際上にては課稅の便宜上從量稅を可とす。故に小村關稅改正の際には從量稅の範圍を更に擴張した。而して條約改正準備委員會より關係各品に對する基準從價率に基き從量稅に換算することを委任された大藏當局に於ては原則として明治四十一年の平均輸入價格を右換算の基礎とした。尤も右明治四十一年の平均價格により算定したる從量稅が餘り高率に失すると思考せらるゝ場合に於ては公平を期する爲め明治四十一年を中心とする三ヶ年平均價格又は明治四十二年一月乃至八月迄の輸入平均價格を採用することとした。尙輸入平均價格により從量稅を算定する場合には低級品に對し比較的高率となるも本邦產の綿織物、毛織物等は主として外國輸入の中級品以下と競爭し居るが故に其の保護上適當なりとした。此の點より見れば英吉利輸入の一般布帛類は獨伊等の同種輸入品より價格が高きに付其の負擔は比較的輕き次第なるも、本邦改正關稅は公平に細分せらるゝに至りしに付一般英國產品は從來の協定稅率が低かりし丈け夫れ丈け多大の引上げを見るに至つたのである。

第三 稅率の細分

稅率の細分も亦小村改正關稅の特徵である。明治三十九年の關稅定率法に於ては稅番數五三八であつたものが、改正關稅に於ては六四七に増加し、更に稅率數は舊關稅にて八一九なりしものが、改正關稅に於ては一、五五九に増加

した。無税品は舊關稅法に於て四七なりしが、改正關稅法に於ては八六に増加した。

改正關稅定率法に於ては稅目的分類に付商業上の名稱(Commercial Name)を廢し、物品の性質及組織に基き學術的分類を爲すこととした。右學術的分類を爲することは特に布帛類に於て甚しきものがあつた。例へば從來の關稅定率法に於ては陸奧協定條約の定むるところに従ひ天鷲絨、生金巾、晒金巾、綿繡子、綿イタリアンス、紋金巾等の商業上の名稱を用ひ、右に對する稅率は容積により方碼何程と定めたりしを、改正關稅に於ては稅率の單位を重量に改め毎百斤何程と定むる外其分類に付ては是等商業名稱を一切廢止し、其の代り先づ織方により天鷲絨、フランネル、縮、揚織布、平織布、紋織布及其の他のもの等に大別し、次に加工の程度により之を、生地、晒及其他のもの（即ち染めたるもの）とに小別し、更に之れを毎百平方米の重量及五ミリメートル平方内に於ける經緯の絲數を以て細別することとした。之が爲め例へば晒巾の稅率は陸奧協定稅率に於ては每方碼〇・一〇の一稅率に過ぎざりしものが、改正關稅に於ては毎百斤一二・〇〇乃至八〇・〇〇の二十一稅率に分類せらることとなつた。

第四 報復條項(Retaliatory Clause)の設定

改正關稅定率法第四條に於ては或外國が日本產貨物又は船舶に對し第三國の貨物又は船舶より不利益なる待遇を爲した場合に於ては勅令を以て物品を指定し、一般關稅率の外に其の物品の價格以下の稅を追課することを得べき旨を規定した。勿論右報復關稅は當該國との條約改正成功し最惠國待遇交換が規定せらるゝ場合に於ては之が適用を見ざる次第である。加之假りに陸奥條約失效前述に改正條約が效力を發生するに至らざる場合に於ても外國に於て本邦產輸入品又は本邦船舶に對し關稅、頓稅其の他の賦課上何等の差別を設けざる場合に於ては之が適用を見ざるべきものである。然るに之に反し對手國が無條約後本邦產貨物に對し最惠國待遇の附與を拒み其の結果本邦產貨物に差別的高關稅を課し又本邦船舶に對し高率なる頓稅を課するが如き場合に於ては本邦は對手國產貨物及船舶に對し報復關稅を見たことはない。

明治四十三年改正關稅定率法公布の際其の要旨として大藏當局は次の如く説明した。

明治四十年—四十一年二ヶ年間の平均本邦輸入總額は四億六千五百萬圓であり、右に對する關稅收入が四千五百八十八萬九千圓であつた。即ち平均稅率は總輸入額に對して九分九厘、有稅品輸入價格に對して一割五分六厘に相當して居る。斯く平均稅率の低率なる所以は協定稅品が有稅品輸入總額中四割餘を占め而も右協定稅率は現在の價格に直し平均從價七分餘に相當するに過ぎないからである。從て若し假りに協定を全廢し、明治三十九年の國定稅率を其の儘適用するとすれば、關稅收入額は六千八百九十六萬七千圓に上り、其の平均稅率は總收入額に對して一割四分八厘、又有稅品輸入額に對して二割三分四厘に上り關稅收入額は差引二千三百萬圓位增加すべき筈である。然るに政府提出の原改正案に依つて計算するときの平均稅率は總輸入額に對して一割七分、有稅品輸入額に對して平均二割に相當し、關稅收入額に於ては一千二三百萬圓を增加する見込であつた。即ち日本政府は條約改正を容易ならしめんが爲め、國定稅率に對して甚だしき輕減をなしたのである。尤も議會の修正に依つて、「コンデンス・ミルク」等の稅率を引下げ、又野蠻絲を無稅とし爲めに約六十萬圓丈け稅收の減少を來したが、他面穀物染料等に對して稍稅率を引上げた爲め差引二百五十萬圓を增加し結局議會通過案は現行法に比し約一千五百萬圓の增收となり、平均稅率は總輸入額に對し一割四分、有稅品に對し二割二分となる見込となつた。即ち改正關稅定率法は尙現行國定稅率に比し約一分方

引下げらるゝ勘定となるのである。尤も協定税率に制せらるゝ現行の實際平均税率と之に制せられる改正關稅法とを比較すれば、上記現行總平均輸入税率九分九厘のものが四分一厘方引上げられ又有稅品平均税率一割五分六厘が六分四厘方引上げらるゝ勘定である。要するに改正關稅定率法による平均率を歐米諸國の夫れと比較するに我國の方が遙に低いと言はざるを得ない。

蓋し小村條約改正に於て關稅改正を行はずして陸奥協定税率を全部廢止すれば自動的に明治三十九年制定の國定税率が實施せらるゝこととなるが、斯くては餘り高率の引上げとなるべじとの心配から從來協定税率の存したる物品の國定税率を出來得る丈け引下げたる後之れを實施せんとの根本方針を採つたのである。此の輕減された最低の國定税率を提げて外國と交渉し、已むを得ざる場合に互惠協定により引下ぐることある外、譬へ無條約を賭しても之れを維持せんとするものである。而して右改正税率は其の儘實施せらるゝこととなるも其の平均税率は歐米主要國の夫れよりも低く例へば前記大藏當局の計算による有稅品平均税率二割二分は米國の四割であるに對し約半額である。更に小村改正關稅による綿織物、毛織物、鐵類等の主要輸入貨物の税率は米國、露西亞等に於ける高關稅國の夫れに比する場合は勿論、獨、伊、佛等に於ける當時の協定税率又は最低税率に比較するも低率であつた。(明治四十三年八月二日大藏省發行 "Japanese Tariff Rates on Staple Imports in Comparison with Those in Foreign Powers." 參照)

第二款 外國人土地所有權法の制定

小村條約改正の準備として改正關稅定率法の外、外國人土地所有權法が制定せられた。政府は條約改正準備委員會の決議に基き明治四十二年九月の閣議の承認を経て外國人土地所有權法案を明治四十一年の帝國議會に提出すること

に決した。本邦條約改正沿革より言へば明治十五年井上條約改正時代及明治二十三年の大隈外相時代の方針に立ち返つたのである。併し小村外相時代に於ては最早時世の變轉により朝野に於て何等之に對し異議を稱ふるものなく、帝國議會に於ても差したる議論もなく政府原案の儘之に協賛を與へ直ちに明治四十三年四月十六日法律第五十一号として公布せられ、之が實施期は勅令を以て定むることとした。明治四十三年外國人土地所有權法の要旨は前記小村外相より提出せる閣議申請案により明かなるが次の如くである。

- 一 外國人は其の本國に於て本邦人が土地所有權を有する場合に限り、我が國に於て土地所有權を享有するを得ること。其の國名は勅令を以て之を指定すること。
- 二 外國人は國防の爲必要なる地域並に北海道、臺灣又は樺太に於て土地を所有するを得ざる事。但し臺灣に於て外國人が既に所有する土地は此の限りにあらざること。
- 三 土地を所有する外國人が我が國に於て土地を所有するを得ざるに至りたる場合には其の所有地の處分については相當の方法を設くる事。

四 前記法律の施行期日は勅令を以て之を定むること。

上記要旨(四)によつて本法律の施行期日は後日勅令を以て定むることとした理由は條約改正の終結を待つて之を實施せんとの小村外相の意向に出でたものである。然るに各國との條約改正は陸奥條約滿期日たる明治四十四年七月又は八月に完了せず、併し右外國人への土地所有權附與と密接の關係を有する永代借地權の處分に付英、米、佛、獨等列國との協定成立せざりし結果小村條約改正完成後に於ても本法律實施の勅令は發布せらるゝことなくしてアつた。尤も明治四十三年の外國人土地所有權法は其後大正十四年再修正を經て實施せらるゝこととなつた。尙明治四十三年の外國人土地所有權法が未實施に終つた理由は條約改正交渉關係による外、同法公布後司法省當局より之を其の儘實

施することに付議を有したるにも原因するのである。司法省當局に於ては本法制定の際條約改正準備委員會に於て其の成立を急ぎたる爲め法文上不備の點ありとなし、無修正の儘之を實施することに付反対を稱するに至つたのである。右條約改正準備の爲め公布を急ぎたる法律が不備なりとの理由により未實施に了りたることは恰も明治二十四年三月四日公布的舊民法が帝國議會及國內學者の反対を受け結局未實施に終り之に代へ明治二十九年及三十年に至り改正民商法の實施を見たると類似せるところがある。

第三款 小村改正條約案の内容

小村條約改正の準備は明治四十三年の改正關稅定率法及外國人土地所有權法の制定により一應完成したるにより小村外相は大隈條約改正以來經驗を有する外務省法律顧問「デニソン」に對し陸奧條約中より相互對等の原則の下に我に不利なる規定を一掃するところの通商航海條約案を起草すべきことを訓令した。「デニソン」起草の改正條約案は英文にて作成せられ、(1)締約國民に對する入國及滯在の自由、(2)旅行、居住、修學研究、生業、職業、產業に對する最惠國待遇、(3)内國商業及外國貿易に關する内國民待遇、(4)家屋及製造所の所有權並に土地借入權の承認、(5)身體財產の保護及出訴の自由、(6)陸海軍役及之に代るべき賦課金の免除、(7)課稅及手數料免除に關する内國民及最惠國待遇、(8)領事官の任置及び死亡者の遺產管理に關する最惠國待遇、(9)通商航海の自由及締約國製產貨物の輸出入稅及輸出入禁止制限に對する最惠國待遇、(10)締約國船舶の沿岸貿易事項以外に對する内國船待遇、(11)一般通商航海事項に關する無條件最惠國待遇、(12)兩締約國の領土及管治する一切の地域に對する通商航海條約の適用等を規定した。而して右規定中締約國民の待遇、領事官及船舶の特權其の他一般通商航海に關する事項にして容易に變更の必要なきものは通商航海條約中に包含せしめ其の期限を十ヶ年とし、締約國產貨物の輸入稅に關する事項の如き比較的短期間内に變更を要するものは之を特別相互關稅條約中に包含せしめ、何時たりとも十二ヶ月の豫告を以て廢棄し得べきものとした。而して右兩條約案は所謂新式通商航海條約の形式により國民、貨物及船舶の待遇並に之が保護の任に當る領事官の特權の範圍を定むるを以て主眼とした。(所謂舊式通商航海條約に於ては締約國民及之が保護の任に當る外交官、領事官の任置及之が特權を規定するを以て主目的とし、貨物及船舶は右締約國民に附屬するものに限り條約上の特權を有するものとした。安政諸條約は右舊式條約の形式に基き規定せられ居り、下記小村改正條約案第五條中に締約國一方の臣民は其の船舶及貨物を以て其の他方の開港に自由に到ることを得と規定せるが如きは右舊式條約の字句を依然として踏襲せるものである。)

「デニソン」起草の兩條約案は其後外務省に於ける條約改正準備委員たる石井、幣原、阿部、倉知、萩原、諸井の委員等の審議を経たる後小村外相により採用せられ別に條約改正準備委員會又は閣議に附議せらることなかつた。其の邦文譯は阿部條約改正主任により引受けられた。其の内容は第一條及第二條に於ては前述(1)に關する締約國民の待遇を規定し殊に通商航海條約案第一條冒頭に於ては入國權を重要視する目的を以て「兩締約國の一方の臣民は他の一方の版圖内の各地に到り又滯在することに付家族と共に完全なる自由を有すべし」との絶對的規定を設け、旅行、居住、商業、產業等の事項に付ては別に同條第一號乃至第六號の下に當該國の國法に違由を條件として内國民待遇又は最惠國待遇を規定することとした。(2)に關する領事官の特權等に付ては第三條、第四條並に第十五條、第十六條に規定を設け、(3)通商航海の自由及締約國產貨物の輸出入關稅及輸出入禁止制限に關する最惠國待遇等に付ては第五條及第六條を設け、(4)船舶の内國船待遇等に關しては第九條乃至第十二條及第十七條の規定を設け、(5)通商航海事項に關する一般的最惠國待遇は第十八條に規定し、(6)條約適用範圍、有效期限及批准條項に付ては第十九條乃至第二十一條を設け、別に旅商(第七條)、會社、組合の互認(第八條)、定期郵便船に關する最惠國待遇(第十三條)、沿岸貿易の除外

(第十四條) 等に付規定するところがあつた。特別相互關稅條約案に於ては第一條に於て輸入稅に關する最惠國待遇を、第二條に於て輸入稅、貨物の消費稅に關する内國產貨物待遇を、第三條に於て製產原地證明書相互免除を規定した。第四條に於て條約適用區域を、第五條に於て最惠國待遇に對する除外例を、第六條及第七條に於て有效期限及批准條項を規定した。

通商航海條約案

第一條 兩締約國の一方の臣民は他の一方の版圖内の各地に到り又は滯在することに付家族と共に完全なる自由を有すべく而して其の國法に遵由するに於ては

一 旅行居住すること、修學研究を爲すこと、生業職業に從ふこと及生產製造の業を營むことに關する一切の事項に付總て最惠國の臣民又は人民と同一の基礎に置かるべく

二 内國民と均しく適法なる商業の目的物たる各種商品の貿易商賣に從事するの權利を有し

三 必要なる家屋、製造所、倉庫、店舗及附屬構造物を所有又は賃借して之を使用し又居住、商業、生産業、製造業及其他の適法なる目的の爲土地を賃借することを得べく

四 其の身體財產に對して常に完全なる保護を享有し其の權利行使擁護せむが爲自由且容易に裁判所に申出づることを得又國家及其の機關に對する請求に付ても其の管轄權を有する裁判所又は其の他の官廳に出訴するの權利を有し

五 陸軍、海軍、護國軍又は民兵の何れたるを問はず總ての強迫兵役を免れ且服役の代として課せらるる一切の貢納を免れ又強募公債及軍用徵發若は取立金に付ては不動產の所有者、賃借者又は使用者として内國臣民と均しく課せらるるもの除くの外亦一切之を免かるべく

六 又内國臣民又は最惠國の臣民若は人民が納付し若は納付することあるべき所と異なるか或は之より多額なる何等の租稅、手數料、課金又は貢納を徵收せらるゝことなし

第二條 兩締約國の一方の臣民が他の一方の版圖内に於て有する家宅、倉庫、製造所及店舗並一切の附屬構造物にして適法の目的に使用せらるゝものは侵すべからず此等の建物又は附屬構造物に付ては内國臣民に對する法定の條件及方式に依るの外臨檢搜索を爲し又は帳簿、書類若は計算書を検査點閱することを得ず

第三條 兩締約國の一方は他の一方の港、都市及其の他の場所に總領事、領事、副領事及代辦領事を置くことを得但し右領事官の駐在を認可するに便ならざる場所は此の限に在らず尤も此の制限は一切の他國に對しても亦均しく之を加ふるに非ざれば一方の締約國に對して之を加ふることを得ず

右總領事、領事、副領事及代辦領事は駐在國政府より認可狀又は其の他相當の證認狀を得たるときは最惠國の同等領事官に認許せられ又は認許せらるゝことあるべき範圍内に於て相互の條件に依り職務を執行し並特權、特典及免除を享有するの権利を有すべし認可狀又は其の他の證認狀を發給せる政府は其の裁量を以て之を取消す権利を有す但し其の取消を爲すに付ては之を正當と認めたる理由を説明すべし

第四條 兩締約國の一方の臣民が他の一方の版圖内に於て死亡したる場合に死亡者の本國法に依り相續財產を收受し管理するの権利を有する者其の地に在らざるときは死亡者所屬國の當該領事官は自ら又は代理人に由り右不在者を其の不在中代理し相續財產の正當なる管理及決済に必要な一切の手續及行爲を爲すの権利を有す但し本條の規定は本來財產所在國裁判所の管轄に屬する事件に付其の管轄權を奪ふものと爲すことを得ず

兩締約國の一方の臣民が他の一方の版圖外に於て死亡せるも該版圖内に財產を所有せる場合に相續財產を收受し管理するの権利を有する者其の財產所在地に在らざるときは亦前項の規定を準用す

第五條 兩締約國版圖の間には相互に通商及航海の自由あるべし兩締約國の一方の臣民は他の一方の版圖内に於て外國通商の爲に開かれ又は開かるゝことあるべき一切の場所、港及河川へは最惠國の臣民又は人民と均しく船舶及貨物を以て自由に到ることを得但し常に到達國の國法に従ふことを要す

第六條 兩締約國の一方の版圖内の生産又は製造に係る物品にして他の一方の版圖内に輸入せらるゝものに對する輸入税は今後兩國間の特別取極又は各自の内國法に依りて之を定むべし

締約國の孰れの一方たりとも他の一方の版圖内に輸出せらるる物品に對し同様の物品が別國に輸出せらるゝに當り納付し又は納付することあるべき所と異なるか或は之より多額なる何等の税金又は課金を課することを得ず

又締約國の孰れの一方たりとも他の一方の版圖内よりの物品の輸入又は該版圖内への物品の輸出に對しては同様の物品の別國よりの輸入又は別國への輸出に對して均しく適用せられざる何等の禁止又は制限を加ふることを得ず但し衛生上の措置として又は動物及有用の植物を保護するの目的を以て加ふる禁止又は制限は此の限に在らず

第七條 兩締約國の一方の臣民たる商人及工業者並該國の版圖内に於て住所を有し商工業を營む商人及工業者は他の方の版圖内に於て本人自ら又は旅商を用ひて物品を買入れ見本携帶或は不携帶にて注文を取集むることを得而して右商人、工業者及其の用ゐる旅商は買入を爲し又注文を取集むるに當り課税及便益に關して最惠國待遇を享受すべし

前記の目的を以て見本として輸入せらるゝ物品は其の再輸出せらるべきこと又は法定期間内に再輸出せられざる場合に成規の關稅の納付せらるべきことを確實ならしめむが爲に制定せられたる關稅規則及手續を履行するときは各締約國に於て一時無税輸入を許可せらるべき但し此の特典は物品の數量又は價格に徵し見本と認むること能はざるもの又は其の性質上再輸出の際校合すること能はざるものには之を與ふることなし見本が無税輸入を許可せらるべきものたると否とを決定するは何れの場合に於ても輸入地當該官廳の權内に專屬す

第八條 兩締約國の一方の國法に従ひて既に設立せられ又はせらるべき商工業及金融業に關する有限責任及其他の會社並組合にして該國版圖内に於て住所を有するものは他の一方の版圖内に於て其の國法に違反せざる限り權利を行使し且原告又は被告として裁判所に出頭することを得

第九條 兩締約國の一方の港に其の國の船舶を以て適法に輸入せられ又は輸入せらるべき一切の物品は他の一方の船舶を以て亦均しく該港に之を輸入することを得此の場合に於て右物品の内國船舶に依りて輸入せらるるとき課する所と異なるか或は之より多額なる税金又は課金は如何なる名稱を有するものたりとも之を課することなし右相互均等の待遇は該物品が直接に原製產地より到ると其の他の外國地方より到るとを問はず之を實行すべし輸出に關しても同じく完全なる均等の待遇を爲すべく從て兩締約國の一方の版圖内に於て該版圖内より適法に輸出せられ又は輸出せらるべき物品は其の輸出が日本船舶に依ると(大不列顛)船舶に依るとを問はず又其の仕向先が締約國の他の一方の港たると第三國の港たるとに拘らず之が輸出に當り同一の輸出税を納付し又同一の獎勵金及戻税を受くべし

第十條 締約國の領水内に於ける船舶の製留及貨物の積卸に關する一切の事項に付ては締約國に於て兩國の船舶を全く均等に待遇するの意思なるに因り他の一方の船舶に對し同様の場合に等しく許與せざる何等の特權又は便益を自國船舶に許與することなかるべし

第十一條 (大不列顛)國又は日本國の國旗を掲げ且各本國法に規定する國籍證明書類を有する商船は日本國又は(大不列顛)國に於て之を(大不列顛)船舶又は日本船舶と認むべし

第十二條 政府、官公吏、私人、團體又は各種營造物の名義を以て若は其の利益の爲に課せらるゝ頓稅、通過稅、

河税、港税、水先案内料、燈臺税、檢疫費又は其の他名稱の如何に拘らず之に類似又は該當する税金若は課金は同様の場合に均しく内國船舶一般に又は最惠國船舶に課するものに非ざれば締約國の一方の領水内に於て之を他の一方の船舶に課することなし右均等の待遇は兩國の船舶が何れの地より來り又何れの地に往くを問はず相互に之を實行すべし

第十三條 兩締約國の一方の定期郵便運送の任務に當る船舶は國有たると國家より之が爲補助を受くるものたるとの別なく他の一方の領水内に於て同様の最惠國船舶に許與せらるる便益、特權及免除を享有すべし

第十四條 兩締約國の沿岸貿易は本條約に於て規定する限に在らず日本國及（大不列顛）國各自の國法の定むる所に依る

兩締約國の一方の船舶にして他の一方の版圖内の二箇以上の輸入港へ仕向けられたる貨物を外國に於て積載したるもののは右諸港の一に於て其の貨物の一部を陸揚し更に他の一港又は數港に續航して其の地に貨物の殘部を陸揚することを得但し常に到達國の國法、稅法及稅關規則に從ふことを要す又同様の方法及同一の制限に依り兩締約國の一方の船舶は他の一方の港より其國外に向ひ發航の途次該國の數港に於て貨物を船積することを得

第十五條 兩締約國の一方の版圖内に在る他の一方の當該領事官は自國商船内の秩序を專管し海上又は駐在國領水内に於て船長、職員及其の他の船員間に生ずる紛議殊に給料の決定及契約の履行に關して生ずる紛議を單獨にて處辨すべし但し締約國の一方の領水内に在る他の一方の商船内に騷擾の發生せるとき其の發生地の當該官廳に於て之が爲港内又は陸上の安寧秩序を妨害するか或は其の虞ありと認むる場合には内國官廳之を管轄すべし

第十六條 兩締約國の一方の國籍を有する商船にして他の一方の領水内に在るもの船員脱船したるとき脱船者の逮捕及引渡しの爲該商船所屬國の當該領事官に於て一切之に關する費用の償還せらるべきことを保障して請求せる場合

には地方官廳は國法の許す限り其の權内に在る各般の援助を與ふることを要す

右の規定は脱船地の國の臣民に關しては之を適用せざるものとす

第十七條 兩締約國の一方は局外中立の義務に反せざる限り他の一方の船舶に對し難破、海上損害又は不可抗力に因る寄航の場合に其の國有たりと個人の所有たりとを問はず同様の場合に内國船舶に許與すると同一の援助、救護及免除を許與すべし右難破又は被害船舶より救上げたる物品は關稅を免除す但し消費の爲引取らるゝ場合には成規の

關稅を納付すべし

第十八條 本條約に於て反對の明文ある場合を除くの外兩締約國は通商航海及工業に關する一切の事項に付其の一方が別國の臣民又は人民に現に許與し若は今後許與することあるべき一切の特權、恩典又は免除を卽時且無條件にて他の一方の臣民に及ぼすべきことに同意す

第十九條 本條約の規定は各締約國の領有し又は管治する一切の地域に適用すべし（但し大不列顛國皇帝陛下の左記植民地及海外屬地は此の限に在らず

印 度

加 奈 陀 領 地

ニユーフォンドランド

喜 望 峯 植 民 地

ナ タ ル

濠 洲 聯 邦

ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド

然れども本條約批准書交換の日より二年内に前記植民地又は海外屬地の何れかの爲大不列顛國皇帝陛下の東京駐劄代表者より本條約の規定を該植民地又は海外屬地に適用すべきことを日本國政府に通知したるときは之を適用すべし)

第二十條 本條約は、、、、、、、、、、、、、、日より實施し、、、、、、、、、、、、、日迄效力を有す

右期間満了の十二箇月前に兩締約國の孰れよりも本條約を消滅せしむるの意思を他の一方に通告せざるときは本條約は兩締約國の一方が其の廢棄を聲明せる日より一年間の満了に至る迄引き效力を有す

第二十一條 本條約は批准を要し其の批准書は本日より、、箇月以内に成るべく速に、、、、に於て交換すべし

右證據として各全權委員之に署名調印す

、、、、年、、月、、日、、、に於て本書、通を作る

特別相互關稅條約案

第一條 兩締約國の一方の版圖内の生産又は製造に係る物品は他の一方の版圖内に輸入せらるゝに當り別國の製產に係る同様の物品に適用せらるる最低率の關稅を課せらるべし

第二條 兩締約國の一方の版圖内の生産又は製造に係る物品にして他の一方の版圖内に正當に輸入せられたるものに對しては内國の製產に係る同様の物品に課し又は課することあるべき所と異なるか或は之より多額なる何等の入市

稅、通過稅、庫敷料又は消費稅を課することなし

第三條 兩締約國は製產原地證明書を提出するの義務を一般に免除すべきことに同意す但し締約國の一方に於て輸入物品に關し二種以上の關稅率あるときは他の一方よりの輸入品をして最低稅率の適用を受けしめむが爲特に此の場合に限り製產原地證明書の提出を求むることを得

第四條 本條約の規定は各締約國の領有し又は管治する一切の地域に適用すべし（但し大不列顛國皇帝陛下の左記植民地及海外屬地は此の限に在らず

印 度

加 奈 陀 領 地

ニユーフォンドランド

喜 望 峯 植 民 地

ナ タ ル

漢 洲 聯 邦

ニニージーランド

然れども前記植民地又は海外屬地中兩締約國間に本日締結せられたる通商航海條約の規定の適用せらるゝに至りたるものに付ては大不列顛國皇帝陛下の東京駐劄代表者より本條約の規定を適用すべきことを日本國政府に通知したるときは何時ても之を適用することを得）

第五條 左に掲ぐるものには本條約の效力を及ぼさず

第一、兩締約國の内國民漁業の產物、並漁產の輸入に關して内國民漁業に準ぜらるゝ漁業の產物

第二、各締約國が接境國に對し國境貿易に便ならしめむが爲特に許與し若は許與することあるべき關稅上の殊遇

第六條 本條約は、、、、、、、、、、、、、、日より實施し兩締約國の一方が本條約を消滅せしむるの意思を他の一方に通告したる日より十二箇月を経過する迄其の效力を有す

第七條 本條約は批准を要し其の批准書は本日より、、箇月以内に成るべく速に、、、、に於て交換すべし

右證據として各全權委員之に署名調印す。

一、一、一、一、年、一、月、一、日、一、一、一、に於て本書、通を作る。

前款所述の條約改正方針案に付閣議の承認を得たる後小村外相は直ちに上記改正條約案に阿部條約改正主任起草の條約改正案説明書及諸井書記官起草の改正關稅説明書等必要なる書類を一括條約改正關係國駐在の本邦大公使に送付し明治四十三年七月十七日又は八月四日陸奥條約廢棄通告をなす以前早目に交渉を開始すべき旨訓令するところがあつた。

尙改正條約正文は條約改正談判を容易迅速ならしむる爲め邦文を加えず英文又は佛文のみを以てすることとした。佛正文に付ては上記「デ・ソン」起草の英正文を基礎とし佐分利書記官（後駐支公使）をして調製せしむることとした。（明治四十三年關稅定率法、四月十五日法律第五十四號、明治四十三年七月同様「現行協定稅率の由來及改正稅率の眞相」、「最近輸入價格が協定稅率に對する歩合表」、明治四十三年十一月「無條約關係に關する調査」、「外國人土地所有權に關する法律」（明治四十三年四月十三日公布）、明治四十一年十二月外國人の土地所有權に關する各國の法制英文、‘New customs Tariff Law in Comparison with the Existing Law’、明治四十一年十一月十八日大蔵省發行「本邦輸入品に對する稅目適用」、參照）

第四節 米國との條約改正交渉經過

第一款 概 説

米國との改正通商航海條約は明治四十四年二月二十一日華盛頓に於て駐米内田（康哉）大使と米國國務長官「ノッ

クス」（Philander C. Knox）との間に調印せられたが、各國との小村條約中最初に調印されたものである。米國との條約改正交渉の重點は移民問題に置かれた。本邦對外移民政策の指標としては前述小村外相の外交方針大綱第二により日本人を好まさる方面に對して強ひて移民を送るの必要なしと云ふに在り、從て是等日本移民を好まさる方面に對しては我より進んで其の出國に對し適當なる制限禁止を爲すべしと雖も其の代りに是等方面との改正條約に於て移民に關する事項に付ては完全なる最惠國待遇を確保し是等諸國が本邦移民に對し差別的制限及禁止を條約又は外國の法律を以てすることに對しては斷然拒絶すべしと云ふに在つた。依て米國に對する條約改正方針としては陸奥條約第二條末項に規定するところの移民に關する留保條項を削除せしめ、第一條に於て日本國民の入國、居住、旅行に對し一般泰西諸國民と平等の地位を獲得せしめんとするに在つた。即ち明治四十三年駐米内田大使に對し米國政府へ提示方訓令せる日米通商航海條約案に於ては英國其の他の諸國に對する改正條約案と何等異なる所なく、第一條冒頭に於ては「兩締約國一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内の各地に到り又は滯在することに付家族と共に完全なる自由を有すべく而して其の國法に遵由するに於ては」と規定し、同條第一號に於ては冒頭所載國法遵由の下に「旅行、居住すること、修學研究を爲すこと、生業、職業に從ふこと及生産、製造の業を營むことに關する一切の事項に付總て最惠國の臣民又は人民との基礎に置かるべきこと」を規定した。右の如く小村條約改正に於て各國へ提出すべき通商航海條約案中入國、滯在に付ては國法遵由なる條件すらも削除し、之を絶對的規定としたること並に同冒頭に於て特に「家族と共に」なる字句を加へ、又第一號に於て特に「修學研究を爲すこと」と關し最惠國待遇を規定せることも全く對米移民關係を考慮して設けたる規定であつた。

小村外相は前記移民に關する一般方針に基き改正通商航海條約案を内田大使に送付し條約改正交渉開始を訓令するに當り陸奥條約第二條末項に於ては「但し本條及前條の規定は兩締約國の各方面に於て商業労働者の移住警察及公安に